

富士山後世継承事業費補助金に係る  
消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）報告  
マニュアル

消費税の申告義務がないなど、仕入控除税額が0円の場合を含めて、  
交付金を受けた全ての事業者が報告をする必要があります。

令和8年4月

静岡県スポーツ・文化観光部  
富士山世界遺産課

# 目次

1	仕入控除税額報告の概要.....	1
	(1) 消費税の納付と補助金について.....	1
	(2) 報告について.....	2
	(3) 報告の対象.....	2
	(4) 報告期限.....	2
2	仕入控除税額の報告について.....	3
	(1) 返還の有無判断フローチャート.....	3
3	報告書類について.....	5
	(1) 返還がない場合の報告書類.....	5
	(2) 返還がある場合の報告書類.....	6
	(3) 記載例.....	6
4	参考.....	16
	(1) 返還額計算方法の概要.....	16
	(2) 課税売上割合 (②③の共通ルール) .....	17
	(3) 端数処理について.....	17

○本マニュアルは、静岡県から富士山後世継承事業費補助金（以下、「補助金」）を受けた法人等が消費税の仕入控除税額の報告を行うためのものです。

○仕入控除税額が0円でも報告が必要です。

○消費税の申告義務の有無は税務署、税理士等に御相談ください。

○消費税や仕入控除税額等についての詳しい内容については、国税庁のHP (<https://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。

# 1 仕入控除税額報告の概要

## (1) 消費税の納付と補助金について

①課税事業者は、売上に係る消費税額（預かり消費税）から仕入れに係る消費税額（支払い消費税）を差し引いた金額を、税務署に納付します。

### ●補助金を受けていない場合の例

売上 (収入)	課税売上550万円 課税対象消費税50万円 (預かり消費税)	非課税売上 200万円
	納付税額 20万円	
仕入 (支出)	課税仕入330万円 仕入控除消費税30万円 (支払い消費税)	非課税仕入420万円

②一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。

### ●補助金を受けている場合の例

売上 (収入)	課税売上 440万円 課税対象消費税40万円	非課税売上200万円 補助金110万円 (うち消費税相当額10万円)
	納付税額 10万円	
仕入 (支出)	課税仕入330万円 仕入控除消費税30万円 (支払い消費税)	非課税仕入420万円

返還額

## (2) 報告について

(1) の理由により、富士山後世継承事業費補助金交付要綱では、補助事業完了後に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」の報告を定めております。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、静岡県富士山世界遺産課から納付書を発行しますので、金融機関で納付してください。

手続きの流れ

○（事業完了）補助金支払い

↓

○仕入控除税額の確定

↓確定後速やかに

○消費税相当額報告書の提出（※）

**※消費税相当額の返還が必要でない事業者も返還額が0円で報告が必要。**

## (3) 報告の対象

補助金の交付を受けたすべての事業者です。

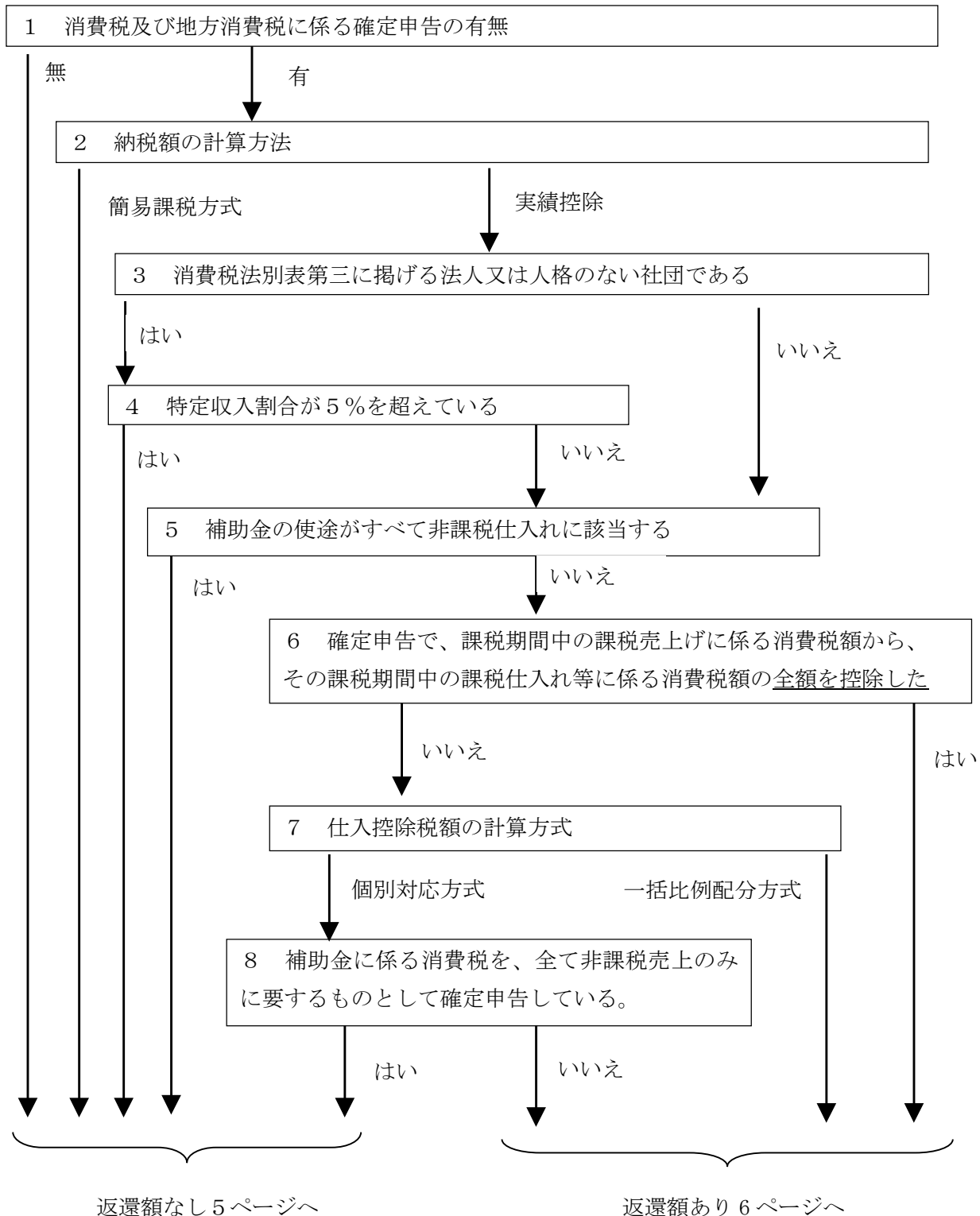
## (4) 報告期限

消費税の確定申告後、速やかに行うこと。（概ね1か月以内）

## 2 仕入控除税額の報告について

### (1) 返還の有無判断フローチャート

消費税の仕入控除税額の返還が必要となるのは、以下のフローチャートで、返還額有りに該当する事業者です。ただし、県への報告書の提出は、返還の有無にかかわらず、すべての事業者で必要です。



参考

対象区分					返還	
1 免税事業者					なし	
2 納税義務者	(1) 簡易課税方式により確定申告				なし	
	(2) 実績控除により確定申告	ア公益法人等 (※) で特定収入割合が5%超の場合			なし	
		イ上記ア以外の場合	(ア) 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下		あり	
			(イ) 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超	A 一括比例配分方式		あり
				B 個別対応方式	a 補助金の対象経費が課税売上に要する課税仕入れ	あり
					b 補助金の対象経費が非課税売上げに要する課税仕入	なし
					c 補助金の対象経費が課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	あり

※「公益法人等」とは消費税法別表第3に掲げる、一般社団法人、社会医療法人、公益財団法人等の事業者をいいます。

### 3 報告書類について

報告書の様式を、県富士山世界遺産課ホームページからダウンロードし、提出してください。また、返還額計算シートも県富士山世界遺産課ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

#### (1) 返還がない場合の報告書類

返還額が0円		提出書類
①	消費税の確定申告義務がない場合  参考：「原則として、法人は前々事業年度の課税売上高が、個人は前々年の課税売上高が1,000万円以下の場合には申告の義務がない。」	①補助金交付要綱「消費税仕入控除税額等報告書」 ②積算内訳報告書 積算内訳報告書には、確定申告義務がない理由を記載 例：「〇〇〇のため、消費税の申告義務がない。」 「〇〇〇」は、「前々事業年度の課税売上高が9,876,543円のため」などのように、具体的な金額・理由を記載してください。  ②上記の金額・理由が分かる書類 具体例 ・前々事業年度の課税売上高が分かる書類 ・消費税等の免税事業者であることを税理士等が証した書類
②	簡易課税方式により申告している場合	①補助金交付要綱「消費税仕入控除税額等報告書」 ②積算内訳報告書 ③課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） ④課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）
③	社会医療法人・社会福祉法人等で特定収入割合（補助金、交付金、寄付金等）が5%を超えている場合	①補助金交付要綱「消費税仕入控除税額等報告書」 ②積算内訳報告書 ③課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） ④課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し） ⑤特定収入割合が確認できる資料（任意様式）
④	補助対象経費が人件費等の不・非課税仕入れのみの場合	①補助金交付要綱「消費税仕入控除税額等報告書」 ②積算内訳報告書
⑤	個別対応方式で、補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合	③課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） ④課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(2) 返還がある場合の報告書類

返還額あり		提出書類
①	課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人であるため	
②	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応法式により消費税の申告を行っているため	①補助金交付要綱「消費税仕入控除税額等報告書」 ②積算内訳報告書 ③課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） ④課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し） ⑤公益法人等の場合は、特定収入の割合が確認できる資料（任意様式）
③	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っているため。	

(3) 記載例

次ページ以降に記載例を用意しましたので、参考にしてください。

消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名称  
代表者 氏 名

交付確定通知書の交付確定額を記載

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士山後世継承事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 〇〇〇,〇〇〇円  
（年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円

返還額が0円の場合は、「2」「3」「4」は、「0円」を記入

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

- 1 法人名
- 2 代表者職氏名
- 3 所在地
- 4 補助事業名  
令和○年度富士山後世継承事業費補助金
- 5 静岡県から交付された補助金等の額の確定額  
○○○円

6 概要

- 【例1】 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。  
基準期間における税抜課税売上高○○○○円
- 【例2】 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 【例3】 個別対応法式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 【例4】 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- 【例5】 補助金の使途が全て非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士山後世継承事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                     |   |   |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等    | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）           | 金 | 円 |

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

積算内訳報告書

- 1 名称
- 2 代表者 職 氏名
- 3 所在地
- 4 補助事業名 令和〇年度富士山後世継承事業費補助金
- 5 静岡県から交付された補助金等の額の確定額

10,000,000円

ア

- 6 補助金の使途の内訳

区分	課税仕入			非課税仕入	合計		
	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通 対応分				
経費の内訳	消耗品(税率8%)	6,300,000	4,500,000	1,800,000	工	6,300,000	
	消耗品(税率10%)	700,000	500,000	200,000		700,000	
	人件費				ウ	才	3,000,000
	計	7,000,000	5,000,000	2,000,000	3,000,000		10,000,000

- 7 課税売上割合

80%

カ

- 8 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税売上にもよる課税仕入れに使用された補助金(税率8%適用分)

$$4,500,000 \text{円} \times (8/108) = \underline{333,333 \text{円}}$$



イ

$$\times (8/108) = \text{〇〇円 (円未満切り捨て)}$$

B 課税売上にもよる課税仕入れに使用された補助金(税率10%適用分)

$$500,000 \text{円} \times (10/110) = \underline{45,454 \text{円}}$$

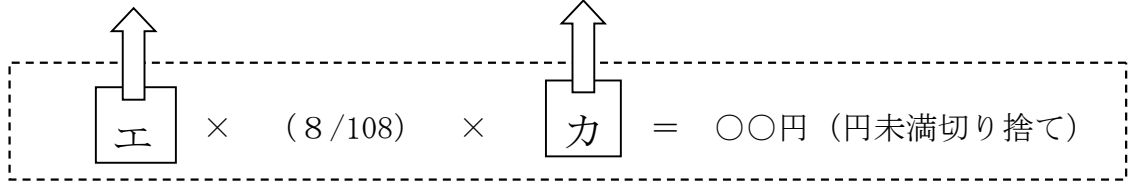


ウ

$$\times (10/110) = \text{〇〇円 (円未満切り捨て)}$$

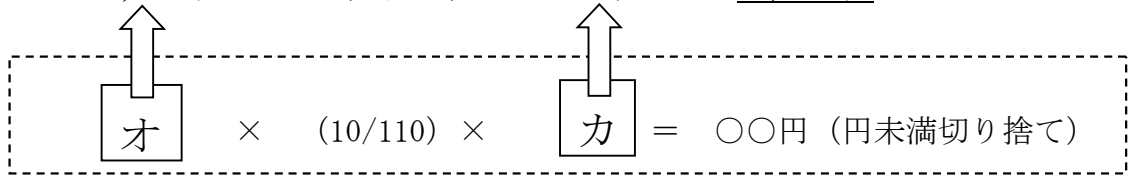
C 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金（税率8%適用分）

$$1,800,000 \text{ 円} \times (8/108) \times 80\% = \underline{106,666 \text{ 円}}$$



D 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れに使用された補助金（税率10%適用分）

$$200,000 \text{ 円} \times (10/110) \times 80\% = \underline{14,545 \text{ 円}}$$



$$\begin{aligned} \text{補助金に係る仕入控除税額 (A+B+C+D)} &= 333,333 + 45,454 + 106,666 + 14,545 \\ &= 575,755 \text{ 円} \end{aligned}$$

消費税仕入控除税額等報告書の3に記載ください。

消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士山後世継承事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                     |   |   |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等    | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）           | 金 | 円 |

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

積算内訳報告書

- 1 名称
- 2 代表者 職 氏名
- 3 所在地
- 4 補助事業名 令和〇年度富士山後世継承事業費補助金
- 5 静岡県から交付された補助金等の額の確定額  
10,000,000円

I

6 補助金の使途の内訳

区分	課税仕入			非課税仕入	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳	消耗品(税率8%)	6,500,000	II		6,500,000
	消耗品(税率10%)	500,000			500,000
	人件費		III	3,000,000	3,000,000
	計	7,000,000		3,000,000	10,000,000

7 課税売上割合

98%

8 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税売上にもよる課税仕入れに使用された補助金(税率10%適用分)

$$6,500,000 \text{円} \times (8/108) = \underline{481,481 \text{円}}$$



$$\text{II} \times (8/108) = \text{〇〇円 (円未満切り捨て)}$$

B 課税売上にもよる課税仕入れに使用された補助金(税率10%適用分)

$$500,000 \text{円} \times (10/110) = \underline{45,454 \text{円}}$$



$$\text{III} \times (10/110) = \text{〇〇円 (円未満切り捨て)}$$

消費税仕入控除税額等報告書の3に記載ください。

$$\text{補助金に係る仕入控除税額 (A+B)} = 481,481 + 45,454 = 526,935 \text{円}$$

消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士山後継事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1	補助金の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4	補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

積算内訳報告書

- 1 名称
- 2 代表者 職 氏名
- 3 所在地
- 4 補助事業名 令和〇年度富士山後世継承事業費補助金
- 5 静岡県から交付された補助金等の額の確定額

10,000,000円 a

6 補助金の使途の内訳

区分	課税仕入			非課税仕入	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳	消耗品 (税率 8%)	6,500,000	b		6,500,000
	消耗品 (税率 10%)	500,000			500,000
	人件費		c	3,000,000	3,000,000
	計	7,000,000		3,000,000	10,000,000

a

7 課税売上割合

80% d

8 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金 (税率 8%適用分)

$$6,500,000 \text{円} \times (8/110) \times 80\% = \underline{381,185 \text{円}}$$

b

× (8/108) ×

d

=〇〇円 (円未満切り捨て)

B 課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金 (税率 10%適用分)

$$500,000 \text{円} \times (10/110) \times 80\% = \underline{36,363 \text{円}}$$

c

× (10/110) ×

d

=〇〇円 (円未満切り捨て)

補助金に係る仕入控除税額 (A+B) = 385,185 + 36,363 = 421,548円

消費税仕入控除税額等報告書の3に記載ください。

## 4 参考

### (1) 返還額計算方法の概要

・ 課税売上高が 5 億円以下、かつ課税売上割合が 95%以上の場合	→①へ
・ 課税売上高が 5 億円以上、または課税売上割合が 95%未満の場合	→②へ
┌ 一括比例配分方式を採用している	
└ 個別対応方式を採用している	→③へ

①課税売上高が 5 億円以下、かつ課税売上割合が 95%以上の場合

補助金額×10/110＝返還額（円未満切り捨て）

②課税売上高が 5 億円以上、または課税売上割合が 95%未満であって、「一括比例配分方式」を採用している場合

補助金額×10/110×課税売上割合×（補助対象経費のうち課税仕入額/補助対象経費）＝返還額（円未満切り捨て）

課税売上割合＝課税売上高（税抜き）/総売上高（税抜き）

※端数処理は基本的に行いません。

③課税売上高が 5 億円以上、または課税売上割合が 95%未満であって、「個別対応方式」を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額
	B AとCに共通するもの（※）	
	C 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額

※Bは課税売上割合で按分し、課税売上割合分を仕入控除税額とする。

○返還額＝Aの返還額 ＋ Bの返還額

・ Aの返還額＝補助金額×10/110×（補助対象経費のうち課税売上対応分/補助対象経費）

・ Bの返還額＝補助金額×10/110×課税売上割合×（補助対象経費のうち共通対応分/補助対象経費）

## (2) 課税売上割合 (②③の共通ルール)

$$\boxed{\text{課税売上割合}} = \text{課税売上高 (税抜き)} / \text{総売上高 (税抜き)}$$

- ・ 課税売上割合の計算においては、端数処理を行いません。
- ・ ただし、消費税の確定申告において課税売上割合の計算に際して端数処理（切り捨て）を行った場合に限り、端数処理後の課税売上割合を用いてください。

## (3) 端数処理について

- ・ 課税売上割合のほか、途中の計算については端数処理を行わないでください。
- ・ 最後に円未満の端数が生じた場合に限り、切り捨ててください。